

様式第1号（第3条関係）

卸売業務承認申請書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役 様

所在地

名称

代表者氏名

印

下記のとおり彦根総合地方卸売市場で卸売業務の承認を受けたいので、彦根総合地方卸売市場業務規程第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 取扱品目

様式第2号 (第3条関係)

卸売業務計画書

1 事業計画 (年度分)

(1) 品目別年間取扱見込数量および金額

品目	年間取扱見込量	同金額	平均見込単価	備考
野菜	kg	千円		
果実				
鮮魚				
塩干				
食肉				
その他				
計				

収支見込 (年度分)

収 入			支 出		
科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要
事業収益	千円		事業費用	千円	
事業外収益			事業外費用		
計			計		

(2) 委託手数料の率

野菜およびその加工品	100分の	%
果実	〃	〃
生鮮水産物	〃	〃
食肉	〃	〃

2 その他

(1) 従業員 役職員 人 事務 人 現業 人
うちせり人 人 うちせり人 人

(2) 買受人の員数

(3) 施設の内容

様式第3号（第3条、第9条、第14条、第30条関係）

誓 約 書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役 様

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者名

⑩

次のことを誓約いたします。

- 1 卸売市場関係法令、彦根総合地方卸売市場業務規程および同施行細則を順守し、これらに基づく指示に従い、誠実かつ公正に取引をいたします。
- 2 上記の法令等また指示に違反したときは、相当の処分等を受けても異議を申し立てません。

様式第4号（第3条関係）

暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役 様

所在地

名称

代表者名

㊟

彦根総合地方卸売市場において卸売業務を行うに当たり、私は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）を利することとならないように、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知した上で、下記の事項について誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、貴社が行う措置（契約解除）について、一切の異議を申し立てません。

また、本誓約書兼同意書および下記第2項により提出した役員名簿等を貴社が彦根警察署または滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

1 私（自社および自社の役員等）は、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者ではありません。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員

(3) 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(4) 暴力団または暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(5) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(6) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

(7) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 前項の該当の有無を確認するため、役員名簿等の提出を求められた場合は、速やかに提出します。

3 前2項に反したことにより貴社から当該契約の解除を求められた場合は、その求めに従います。

注) 役員等とは「個人である場合はその者を、法人である場合はその役員またはその支店もしくは契約を締結する事務所の代表者」をいう。

様式第4号の2（第9条関係）

暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役 様

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者名 ㊟

彦根総合地方卸売市場において卸売業者から卸売を受けるに当たり、私は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）を利することとならないように、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知した上で、下記の事項について誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、貴社および卸売業者が行う措置（契約解除）について、一切の異議を申し立てません。

また、本誓約書兼同意書および下記第2項により提出した役員名簿等を貴社が彦根警察署または滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

1 私（自社および自社の役員等）は、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (4) 暴力団または暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- (5) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- (7) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 前項の該当の有無を確認するため、役員名簿等の提出を求められた場合は、速やかに提出します。

3 前2項に反したことにより貴社および卸売業者から当該契約の解除を求められた場合は、その求めに従います。

注）役員等とは「個人である場合はその者を、法人である場合はその役員またはその支店もしくは契約を締結する事務所の代表者」をいう。

様式第4号の3（第14条関係）

暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

様

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者名

Ⓜ

彦根総合地方卸売市場において関連事業を営むに当たり、私は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）を利することとならないように、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知した上で、下記の事項について誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、貴社が行う措置（契約解除）について、一切の異議を申し立てません。

また、本誓約書兼同意書および下記第2項により提出した役員名簿等を貴社が彦根警察署または滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

1 私（自社および自社の役員等）は、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (4) 暴力団または暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- (5) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- (7) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 前項の該当の有無を確認するため、役員名簿等の提出を求められた場合は、速やかに提出します。

3 前2項に反したことにより貴社から当該契約の解除を求められた場合は、その求めに従います。

注）役員等とは「個人である場合はその者を、法人である場合はその役員またはその支店もしくは契約を締結する事務所の代表者」をいう。

様式第4号の4（第30条第2項関係）

暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役 様

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者名 ⑩

彦根総合地方卸売市場において市場施設を使用するに当たり、私は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）を利することとならないように、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知した上で、下記の事項について誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、貴社が行う措置（契約解除）について、一切の異議を申し立てません。

また、本誓約書兼同意書および下記第2項により提出した役員名簿等を貴社が彦根警察署または滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

1 私（自社および自社の役員等）は、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (4) 暴力団または暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- (5) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- (7) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 前項の該当の有無を確認するため、役員名簿等の提出を求められた場合は、速やかに提出します。

3 前2項に反したことにより貴社から当該契約の解除を求められた場合は、その求めに従います。

注）役員等とは「個人である場合はその者を、法人である場合はその役員またはその支店もしくは契約を締結する事務所の代表者」をいう。

様式第5号（第4条関係）

彦根総合地方卸売市場
卸売業務承認証

彦卸市第 号
承認第 号

所在地	
名称	
取扱品目	

彦根総合地方卸売市場業務規程第6条の規定により、
彦根総合地方卸売市場における卸売の業務を承認する。

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

様式第6号（第6条関係）

卸売業務承認取消通知書

彦卸市第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者名

様

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

印

彦根総合地方卸売市場業務規程第13条の規定により、彦根総合地方卸売市場における卸売の業務の承認を取り消します。

1 取扱品目

2 取消期日

3 取消の理由

様式第7号（第8条関係）

卸売業務廃止届書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役 様

所在地

名称

代表者名

印

彦根総合地方卸売市場における卸売の業務を廃止したいので、彦根総合地方卸売市場業務
規程第15条の規定により届け出ます。

記

1 取扱品目

2 廃止予定期日

3 廃止の理由

様式第8号（第9条関係）

買受人届出書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役 様

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者名

印

彦根総合地方卸売市場において卸売業者から卸売を受けたいので、彦根総合地方卸売市場業務規程第16条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 買受品目の部類
- ・ 野菜、果実およびこれらの加工品
 - ・ 生鮮水産物およびこれらの加工品

- 2 営業の内容
- 食料品小売業 ・ 飲食業

食品加工業 ・ その他（ ）

様式第10号（第10条関係）

彦卸市第 号

買受人届出受理書

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者名

様

彦根総合地方卸売市場において卸売業者から卸売を受けることについて、 年 月
日付で届出のあった買受人届出書を受理いたしました。

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

印

記

1 買受人章番号 第 号

2 有効期間 年 月 日から

年 月 日まで

様式第11号（第10条関係）



備考 地色は白、買受人番号は赤とする。

様式第12号（第11条関係）

買受人届出更新書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

様

買受人章番号

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者名

⑩

彦根総合地方卸売市場における買受人の届出の更新をしたいので、彦根総合地方卸売市場業務規程第16条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 届出年月日 年 月 日

2 買受人章番号 第 号

様式第13号（第11条関係）

彦 卸 市 第 号

更 新 書

買受人章番号

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者名

様

買受人届出の期間を下記のとおり更新しました。

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

印

記

1 更 新 期 間

年 月 日から

年 月 日まで

様式第14号（第12条関係）

買受人変更届出書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

様

買受人章番号

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者名

印

彦根総合地方卸売市場業務規程第16条第2項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。

記

1 変更内容

2 変更期日

様式第15号（第12条関係）

買受人廃止届出書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役 様

買受人章番号

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者名

下記のとおり彦根総合地方卸売市場における買受人を廃止したいので、彦根総合地方卸売市場業務規程第16条第2項の規定により届け出ます。

- 1 買受品目の部類
 - ・野菜、果実およびこれらの加工品

 - ・生鮮水産物およびこれらの加工品

- 2 廃止期日

- 3 廃止の理由

様式第16号（第14条関係）

関連事業者承認申請書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役 様

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者名

⑩

彦根総合地方卸売市場における関連事業者の承認を受けたいので、彦根総合地方卸売市場業務規程第19条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 承認を受けようとする関連事業の内容

様式第17号（第14条関係）

履 歴 書

氏 名

生年月日 年 月 日

住 所

職 歴

年 月	就 職 先	役職名	主な職務内容

以上のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

様式第18号（第15条関係）

彦 卸 市 第 号

関 連 事 業 者 承 認 証

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者名

様

彦根総合地方卸売市場において営む関連事業について、彦根総合地方卸売市場業務規程第19条の規定により下記のとおり承認する。

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

Ⓜ

記

・ 関連事業の内容

・ 承認の条件

様式第 19 号 (第 16 条関係)

保証金減額申請書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役 様

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者

㊞

彦根総合地方卸売市場業務規程第 20 条第 3 項および彦根総合地方卸売市場業務規程施行細則第 16 条の規定で定める関連事業者の預託すべき保証金について、下記により減額を申請いたします。

記

1 減額申請の理由

(詳細に記入)

2 減額申請の月数 月分

・市場施設使用料月額 12 ヶ月分を () 月分にしてほしい。

彦卸市第 号

上記申請のとおり減額する。

条件

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

㊞

様式第20号（第17条関係）

関連事業者承認取消通知書

彦根市第 号
年 月 日

住所または所在地
名称または商号
氏名または代表者名 様

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

印

彦根総合地方卸売市場業務規程第21条の規定により、彦根総合地方卸売市場における
関連事業者の承認を取り消します。

1 取消期日

2 取消の理由

様式第21号（第18条関係）

関連事業者業務内容報告書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

様

彦根総合地方卸売市場関連事業者

名称または商号

氏名または代表者名

Ⓜ

年4月1日から 年3月31日までの間における業務の内容について、彦根総合地方卸売市場業務規程第22条第2項の規定により関係書類を添えて報告します。

1 業務の状況

(1) 品目別販売額

単位：千円

区 分	販 売 金 額
第1位	
第2位	
第3位	
第4位 その他	
当 期 合 計 (a)	
前 年 同 期 (b)	
対 比 (a) / (b)	

注 区分欄には、販売金額の多いものから3種類の具体的品目名等を記入すること。

(2) 地域別販売額および割合

区 分		販売金額 (千円)	割 合 (%)
供給圏域内	彦根市内		
	彦根市外		
供給圏域外	滋賀県内		
	滋賀県外		
合 計			100.0

注 供給圏域とは、彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町、愛荘町の1市4町をいう。

2 役員および使用人の状況 (年3月31日現在)

区 分	性 別	人 数	平均年齢
役 員	男		
	女		
	計		
使 用 人	男	()	()
	女	()	()
	計	()	()
合 計	男		
	女		
	合 計		

注 かつこ内には、使用人中に占めるパートおよびアルバイトの人数ならびに平均年齢を記入すること。

様式第22号（第19条関係）

関連事業者名称変更等届出書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

様

彦根総合地方卸売市場関連事業者

名称または商号

氏名または代表者名

⑩

彦根総合地方卸売市場業務規程第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 変更内容

2 変更期日

様式第23号（第19条関係）

関連事業者廃止届出書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役 様

申請者 住所または所在地
名称または商号
氏名または代表者

彦根総合地方卸売市場における関連事業を廃止したいので、彦根総合地方卸売市場業務規程第23条の規定により届け出ます。

記

1 廃止期日

2 廃止の理由

様式第24号（第25条関係）

委託手数料率（変更）届出書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役 様

名 称

代表者名 ⑩

委託手数料率を定めた（変更した）ので、彦根総合地方卸売市場業務規程第33条第1項の規定により届け出ます。

取扱品目の区分		
手数料率		
手数料率（変更）	新	旧
適用開始日		

様式第25号（第28条関係）

卸売代金変更理由確認申請書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役 様

名 称

代表者名

印

卸売代金の変更に係る理由の確認を受けたいので、彦根総合地方卸売市場業務規程第36条ただし書の規定により申請します。

卸売代金の変更を必要とする生鮮食料品等の品目	
出荷者の氏名または名称	
卸売代金の変更の理由	
市場に到着した日時	年 月 日 時 分
卸売をした日時	年 月 日 時 分
買受人の氏名または名称	
変更前の卸売代金	
変更後の卸売代金	

様式第26号（第28条関係）

彦根市第 号

卸売代金変更理由確認証明書

出荷者の氏名または名称	
卸売代金の変更の理由を 確認した生鮮食料品等	
確認した理由の内容	
市場に到着した日時	年 月 日 時 分
卸売をした日時	年 月 日 時 分
理由を確認した日時	年 月 日 時 分
買受人の氏名または名称	
卸売業者立会人の氏名	
確認した市場職員の氏名	
変更前の卸売代金	
変更後の卸売代金	

彦根総合地方卸売市場業務規程第36条ただし書の規定により卸売をした生鮮食品等の卸売代金の変更の理由について確認した結果、上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

印

様式第29号 (第29条関係)

月 間 市 況 等 報 告 書

年 月 日

月間市況等報告書 (品目、品名別販売実績)

卸売業者名	
-------	--

(年 月分) (品目区分 野菜・果実・生鮮水産物)

品 名	産 地 別 取 扱 状 況						総実績	
	県内産地		旅荷(県外産)		転送		販売数量	販売金額
	数量(kg)	金額(円)	数量(kg)	金額(円)	数量(kg)	金額(円)	(kg)	(円)
計								

様式第30号（第30条関係）

彦根市第 号

市場施設使用指定証

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者名

様

市場施設の位置、面積、使用期間その他の使用条件について、彦根総合地方卸売市場業務規程第41条第1項の規定により、下記のとおり指定する。

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

印

記

区 分	
位 置	
面 積	
使 用 期 間	
使 用 条 件	

様式第31号（第30条関係）

市場施設使用許可申請書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役 様

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者名

㊞

市場施設の使用許可を受けたいので、彦根総合地方卸売市場業務規程第41条第 項の規定により申請します。

区 分	
位 置	
面 積	
用 途	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第32号（第30条関係）

彦根市第 号

市場施設使用許可証

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者名

様

市場施設の使用について、彦根総合地方卸売市場業務規程第41条第 項の規定により、
次のとおり許可する。

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

印

記

区 分	
位 置	
面 積	
使 用 期 間	
使 用 条 件	

様式第33号（第31条関係）

市場施設使用指定（許可）取消書

彦根市第 号
年 月 日

住所または所在地
名称または商号
氏名または代表者名

様

彦根総合地方卸売市場株式会社
代表取締役

印

彦根総合地方卸売市場業務規程第42条の規定により、 年 月 日付彦根市 号で
指定（許可）した市場施設使用指定（許可）を取り消します。

記

- 1 取 消
区分
位置
面積
- 2 取 消 期 日
- 3 取 消 の 理 由

様式第34号（第32条関係）

賃貸借契約書

賃貸人（甲） 住 所 彦根市安食中町327番地
氏名（法人名） 彦根総合地方卸売市場株式会社
賃借人（乙） 住 所
氏名（法人名）

上記当事者間において、次のとおり甲所有物件の賃貸借契約を締結する。

（反社会的勢力の排除）

第1条 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - 二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に賃貸権を譲渡し又は転貸してはならない。

（目的物件）

第2条 本件賃貸借の目的物件は次の店舗等（以下「本件店舗等」という。）とし、その位置等は、市場施設使用指定証のとおりとする。

彦根市安食中町327番地所在
彦根総合地方卸売市場施設のうち

（店舗等の用法）

第3条 乙は、甲が別に許可する業務の用に本件店舗等を使用する。

（賃貸借期間）

第4条 本件店舗等の賃貸借の期間（以下「賃貸借期間」という。）は、 年

月 日から 年 月 日までとする。

- 2 賃貸借期間が満了する6箇月前までに甲乙いずれかにより解約の申出がない限り、本件契約は同一の条件をもって更新されたものとする。この場合における更新後の賃貸借期間は、更新時から3年間とする。以後同様に更新するものとする。

(保証金)

第5条 本件店舗等の保証金の額は、彦根総合地方卸売市場業務規程および同施行細則（以下「業務規程等」という。）に定めるとおりとし、乙は、甲に対し甲の指定する期限までに甲の指定する金融機関に支払う。

- 2 乙は、甲に預託した保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、またはこれに質権その他の担保権を設定してはならない。
- 3 前条第2項の規定により本件契約を更新する場合における保証金については、既に預託された保証金をもってこれに振り替えることができる。
- 4 第1項の保証金には、利息を付さない。
- 5 その他保証金については、業務規程等の定めるところによる。

(賃貸料等)

第6条 本件賃貸借契約に基づく賃貸料（以下「市場施設使用料」という。）は、業務規程等に定めるとおり 円（消費税別）とする。

- 2 乙の本件店舗等の賃貸借期間が1箇月に満たない月の市場施設使用料の額は、日割りにより算出するものとする。この場合において、1月は30日とみなして算出し、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 市場施設使用に係る電気等の費用で乙の負担となるもの（以下「電気料等」という。）は、業務規程等に定めるとおりとする。

(共用費および共益費等)

第7条 乙は、彦根総合地方卸売市場（以下「市場」という。）内の本件店舗等以外の部分（以下「共用部分」という。）の使用に係る電力、ガス、上下水道等の費用（以下「共用費」という。）を甲の算出したところにより 円（消費税別）負担する。

- 2 乙は、市場の維持管理に要する次の経費（以下「共益費」という。）を甲の算出したところにより 円（消費税別）負担する。

- (1) 電気、機械設備の保守点検に要する費用
- (2) 排水処理に要する費用
- (3) 清掃、衛生及び塵芥処理に要する費用
- (4) 警備に要する費用
- (5) 植栽管理、除雪その他のメンテナンスに要する費用
- (6) 前各号の他乙の負担とすることが相当と認められる費用

3 共用費および共益費は、月払いとする。

4 市場施設のうち、スイッチ、照明器具、扉の把手、ガラス、その他構造上簡易な部分の修繕等に要する費用は、乙の負担とする。

(賃貸料等の支払期日、支払方法等)

第8条 乙は、甲に対し市場施設使用料を月末までに甲の指定する金融機関に口座振替の方法により支払う。

2 乙は、甲に対し当月分の電力・ガス・上下水道等の費用、共用費および共益費を翌月末日までに甲の指定する金融機関に口座振替の方法により支払う。

(遅延損害金)

第9条 乙が甲に支払うべき市場施設使用料、電力・ガス・上下水道等の費用、共用費および共益費の支払を滞納したときは、乙は、甲に対し市場施設使用料、電気料等、共用費および共益費の支払期日の翌日から支払済に至るまで遅滞金額に対し年利14.6%の割合による金額を遅延損害金とする。

(賃貸料等の増減)

第10条 本件店舗等に対する租税公課の増額、小売物価指数の変動その他の経済情勢の変化又は近傍同種建物の賃料の比較により市場施設使用料、共用費および共益費（以下「賃貸料等」という。）が不相当になったものと甲が判断したときは、甲は賃貸料等の増減を請求することができる。

2 甲および乙の協議のうえ賃貸料等を改定することができる。

(注意義務)

第11条 乙は、常に善良な管理者の注意をもって本件店舗等の管理をしなければならない。

2 乙は、市場施設の使用について、火災等の予防について必要な措置を講じなければならない。

(所有物件の保管責任)

第12条 乙は、自己所有に係る商品、造作、設備、機械器具その他の所有物について、その保管の責任を負う。

(賃借権の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に該当する行為をしてはならない。

(1) 本件店舗等の全部または一部の賃借権を譲渡すること。

(2) 本件店舗等の全部または一部を第三者に転貸し、若しくは営業の委託等名目の如何を問わず本件店舗等の全部または一部を第三者に使用させること。

(店舗の位置の変更)

第14条 甲が乙に対し本件店舗等の全部又は一部の位置、面積、賃貸借期間その他の使用条件の変更を要求した場合、乙は甲に協力するものとする。

(原状変更等)

第15条 乙が本件店舗等の造作、模様替その他市場施設の原状を変更する工事をする場合において、甲の承認と異なる内容の工事または承認のない工事を行ったときは、甲は直ちに当該工事を中止させ、当該工事によって付加したものを乙の負担により撤去させることができる。

(居住等の禁止)

第16条 乙は、本件店舗等内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 乙または乙の使用人が居住し、または宿泊すること。
- (2) 甲の承認を受けずに湯茶を除く炊事その他飲食物を調理すること。
- (3) 乙、乙の商号または屋号以外の名義、商号または屋号を表示すること。

(迷惑行為の禁止)

第17条 乙は、市場内の秩序維持を図るため次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件店舗等以外の場所に物品を放置すること。
- (2) 騒音、悪臭を出すこと。
- (3) 本件店舗等以外の場所で物品を販売すること。
- (4) その他第三者に迷惑を及ぼす行為をすること。

(代表者の変更等の届出)

第18条 乙は、次の各号に該当する場合には甲に遅延なく届出なければならない。

- (1) 代表取締役またはその他の常勤役員の一部または全部を変更する場合
- (2) 商号または屋号を変更する場合
- (3) 個人から法人または法人から個人にすることその他理由の如何を問わず実質的な乙の名義変更をする場合

(不動産取得税等および損害保険)

第19条 乙が工事を施工した本件店舗等内の造作等に課せられる不動産取得税および固定資産税等は、乙が負担するものとする。

2 乙は、前項の造作等について乙の負担において適正と認められる額の損害保険を付すものとする。

(努力義務)

第20条 乙は、本件店舗等の使用に際しては、商業者としての社会的使命を十分認識し、誠実な取引を行い、もって市場の発展に努めなければならない。

(損害賠償)

第21条 乙または乙の使用人等乙の指図によって行動する者が同人等の責に帰すべき事由

により本件店舗等または共用部分その他の市場施設をき損した時は、乙は甲に対し直ちにその旨を報告し、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

- 2 乙または乙の使用人等乙の指図によって行動する者が同人等の責に帰すべき事由により第三者に損害を与え、甲において第三者に対し損害を補てんしたときは、乙は、甲に対し直ちに甲の立替金を精算しなければならない。

(免責事項)

第 2 2 条 甲は、乙に対し次に掲げる損害についてその責を負わない。

- (1) 震災、火災、水害、盗難その他不可抗力による損害
- (2) 他の借主に関連して発生した一切の事故による損害
- (3) その他甲の責によらない損害

(立入)

第 2 3 条 甲またはその職員若しくは甲が必要と認める者は、点検修理等建物の維持管理または営業の状況の調査をするため必要があるときは本件店舗等内またはその他乙が業務を行う場所に立ち入ることができる。

- 2 甲は、前項の規定により立ち入るときは、あらかじめ乙に通知するとともに、乙の営業を妨げないよう配慮しなければならない。ただし、防犯、防火等緊急の必要があるときはこの限りでない。

(解約)

第 2 4 条 賃貸借期間中に本件契約を解約しようとするときは、甲または乙は、解約の日の6箇月前までにその旨を相手方に申し入れなければならない。

- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、6箇月分の市場施設使用料、共用費及び共益費相当額を支払って即時に本件契約を解約することができる。

(契約の解除)

第 2 5 条 甲は、乙が業務に関する承認の取消を受けたときまたは本件店舗等に係る市場施設の使用の指定の取消を受けたときは、直ちに本件契約を解除する。

- 2 甲は、乙が次の各号に該当するときは、何ら催告を要せずただちに本件契約を解除することができる。

- (1) 市場施設使用料、電力・ガス・上下水道等の費用、共用費および共益費を3箇月以上支払わなかったとき。
- (2) 強制執行を受け、または破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立を受け若しくは行ったとき。
- (3) 国税および地方税を滞納したとき。
- (4) 手形小切手を不渡りにする等乙の経営状態が悪化したものと甲が認めたとき。
- (5) 廃業又は解散したとき。

- (6) 失踪等により所在不明になったとき。
 - (7) 禁固以上の刑に処せられたとき。
 - (8) その他本件契約の各条項に違反したとき。
- (原状回復等)

第26条 賃貸借期間の満了、本件契約の解約または解除によって本件契約に基づく賃貸借関係が終了した場合において、乙は、本件店舗等を原状に回復して甲に明け渡すものとする。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合にはこの限りではない。

- 2 前項ただし書に規定する場合、乙は乙が施工した造作等を甲に無償で寄付するものとし、甲に対してこれに対する買取請求および本件店舗等または共用部分その他の市場施設について、乙が負担した必要経費および共用費の償還請求はしない。
- 3 乙は、甲が本件店舗等の使用制限若しくは停止その他必要な措置をとった場合において甲に対し損害賠償その他一切の請求をしない。
- 4 乙は、本件契約に基づく賃貸借関係が終了したときは、保証金の返還請求を除き事由の如何を問わず甲に対し移転料、立退料その他一切の請求をしない。

(残置物件の処分)

第27条 本件契約に基づく賃貸借関係が終了した場合において乙が本件店舗等を明け渡した後本件店舗等内に残置した物件が発見されたときは、甲は乙にその旨通知し、乙は甲からの通知により残置物件を処分するものとする。ただし、やむを得ず乙が処分できない場合には、乙からの処分同意書の提出により甲がこれを処分することができる。

(業務規程等)

第28条 本件契約に定めるものの他本件店舗等の用途の変更、転貸の禁止、原状変更の禁止、返還補修その他本件店舗の賃貸借に関し必要な事項は、業務規程等の定めるところによる。

- 2 乙は、本件店舗等および共用部分その他の市場施設の使用および業務の執行に際しては、業務規程等およびこれに基づく甲の指示ならびに関係法令を順守しなければならない。

(連帯保証人)

第29条 連帯保証人（以下「丙」という。）は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

- 2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限界とする。
- 3 丙が負担する債務の元本は、乙又は丙が死亡したときに、確定する。
- 4 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃貸料等の支払状況や滞納の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

(承認の方法)

第30条 本件契約において必要とされる甲の承認は、書面によらなければその効力を有しない。

(協議)

第31条 本件契約に規定する事項について疑義が生じたときまたは本件店舗等の賃貸借について本件契約に定めのない事項については、諸法令、慣習に従って甲、乙および丙が誠実に協議し定めるものとする。

2 前項の場合において協議が調わないときは、甲の決定するところによる。

(管轄裁判所)

第32条 本件契約に関する訴訟について第一審の管轄裁判所は、甲の所在地を管轄する大津地方裁判所とする。

(同業種との競合)

第33条 乙は、市場内に乙と同じ品目を取り扱う店舗が設けられることがあっても異議を申し立てない。

上記の契約を証するため本書3通を作成し、甲、乙および丙がそれぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

年 月 日

(甲) 住 所 彦根市安食中町327番地
名 称 彦根総合地方卸売市場株式会社
代 表 者 名 代表取締役 ㊟

(乙) 住所または所在地
名称または商号
氏名または代表者名

㊟

(丙) 住所または所在地
名称または商号
氏名または代表者名 ㊟
極度額

様式第35号（第33条関係）

市場施設用途変更（転貸）承認申請書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

様

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者名

㊟

使用許可を受けた市場施設について、用途変更（転貸）の承認を受けたいので、彦根総合地方卸売市場業務規程第44条ただし書の規定により申請します。

内 容	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	

彦卸市第 号

上記申請については承認する。

条件

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

㊟

様式第36号（第34条関係）

市場施設原状変更承認申請書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

様

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者名

㊞

使用許可を受けた市場施設の原状変更について承認を受けたいので、彦根総合地方卸売市場業務規程第45条第1項ただし書の規定により申請します。

市場施設の区分	
位 置	別添図面のとおり
原状変更の内容	
原状変更の理由	
工 事 期 間	

添付書類

設計図書

仕様書

工程表

彦卸市第 号

上記申請については承認する。

条件

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

㊞

様式第37号(第35条関係)

市場施設返還届

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

様

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者名

㊞

使用指定(許可)を受けた市場施設を返還したいので、彦根総合地方卸売市場業務規程第46条の規定により届け出ます。

市場施設の区分	
面積	
返還期日	年 月 日
返還理由	

彦卸市第 号

上記申請について受理する。

返還期限 年 月 日

条件

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

㊞

様式第38号 (第39条関係)

会議室使用許可申請書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

様

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者名

㊟

市場会議室の使用許可を受けたいので、彦根総合地方卸売市場業務規程第50条の規定により申請します。

会議室の区分	第1会議室 ・ 第2会議室
使用期日	年 月 日
使用時間	午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分
使用目的	

彦卸市第 号

上記申請については許可する。

条件

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

㊟

様式第39号（第40条関係）

市場施設使用料等減免申請書

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

様

住所または所在地

名称または商号

氏名または代表者名

印

使用許可を受けた市場施設（会議室）の使用料について減免を受けたいので、彦根総合地方卸売市場業務規程第51条の規定により申請します。

減免の対象	
減免の期間	年 月 日から 年 月 日まで
納付すべき 使用料の額	円
減免の金額	円
減免の理由	

彦根市第 号

上記申請のとおり減免する。

条件

年 月 日

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役

印

様式第40号（第41条関係）

（表）

		第	号
写 真	立 入 検 査 員 証		
貼 付	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
上記の者は、彦根総合地方卸売市場業務規程第52条第1項の規定 による立入検査に従事する職員であることを証明する。			
年 月 日交付			
彦根総合地方卸売市場株式会社			
代表取締役			
印			

（裏）

彦根総合地方卸売市場業務規程抜粋

（報告および検査）

第52条 開設者は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、その業務もしくは財産に関し報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に卸売業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務もしくは財産の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。